

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに案件を公表し、一定の資格を有する見積参加者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の問い合わせ先にご連絡下さい。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 問い合わせ先

滋賀県警察本部警務部会計課用度係
〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号
代表電話番号 077-522-1231（内線 2264）

※ 説明を受けるため直接来庁される場合、事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。必ず事前に電話にてご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。

3 見積書等の提出先

滋賀県警察本部警務部会計課用度係
〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号
代表電話番号 077-522-1231
電子メール pa0004@pref.shiga.lg（エルジー）.jp

- (1) 見積書は締切日時必着とし、持参又は郵送の場合は、封筒の表に「〇〇（案件名）見積書在中」と必ず朱書きして下さい。
なお、電子メールの場合も「〇〇（案件名）の見積書」であることが分かるようにして下さい。
- (2) 同等品による見積書の提出を可能とする案件については、同等品による見積参加を認めます。ただし、別途指定する期日までに同等品に係るカタログ等仕様を明らかにする書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により提出し、承認を受けて下さい。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一人が見積もった2通以上の見積書の全部
- (4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 案件名及び見積額のないもの
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (9) 見積書提出期限までに到達しなかったもの
- (10) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書
- (11) その他見積りに関する条件に違反したもの

5 契約の相手方及び契約金額

提出された有効な見積書のうち予定価格の制限範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者のみに連絡します。

見積書を提出された事業者は、見積提出期日後、上記2に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

7 契約書等作成の要否について

会計法等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては作成を省略する場合があります）。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 都合により調達を中止又は延期する場合があります。
- (4) 詳細については、別紙1「見積書の提出について（依頼）」によります。

令和 7 年 6 月 4 日

各 社 ご 担 当 者 様

滋賀県警察本部警務部会計課用度係

見 積 書 の 提 出 に つ い て (依 頼)

次のとおり見積書の提出をお願いします。

- 1 業務名称
ガスクロマトグラフ質量分析装置の修繕
- 2 業務内容
別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間
契約締結日 から 令和 7 年 8 月 29 日 (金) まで
- 4 見積書提出場所
〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号
滋賀県警察本部警務部会計課用度係
TEL 077-522-1231 (2264)
メール pa0004@pref.shiga.lg(エルジー).jp
- 6 見積書提出期限
令和 7 年 6 月 23 日 (月曜日) 午前 11 時 00 分
- 7 採用者の決定
 - (1) 見積書提出期限後、速やかに開札し、採用者を決定します。
なお、採用者のみに連絡します。
 - (2) 最低見積金額を提示した者が 2 人以上ある場合は、各業者に連絡後、職員がくじにより採用者を決定します。最低見積金額提出業者はくじに参加していただいても結構です。
- 8 その他
 - (1) 見積書の宛名は、「**滋賀県警察本部長**」とし、**見積書提出日を記載**してください。
 - (2) 見積書には、消費税及び地方消費税を明記してください。
 - (3) 見積書には、会社印及び代表者印の省略が可能です。
ただし、押印省略の場合は、代表者の役職及び氏名の記載に加え、当該見積書発行責任者及び担当者それぞれの氏名（フルネーム）と連絡先を記載してください。
 - (4) 見積書を持参又は郵送にて提出の場合は、**封筒の表に「〇〇（案件名）見積書在中」と必ず朱書き**してください。
 - (5) 見積書を電子メールにて提出の場合も「**〇〇（案件名）の見積書**」であることが分かるようにしてください。

ガスクロマトグラフ質量分析装置修繕の仕様書

1 目的

滋賀県警察が保有するガスクロマトグラフ質量分析装置が良好な状態で使用できるように修繕を行うもの。

2 対象物品

- | | | |
|-------------|--|-----|
| (1) 物 品 | ガスクロマトグラフ質量分析装置
(株)島津 GC2030GCMS-QP2020NX | 1 式 |
| (2) 保 管 場 所 | 滋賀県警察本部刑事部科学捜査研究所 (滋賀県大津市) | |

3 一般的事項

- (1) 本仕様に規定されていない事項または解釈に疑義のある事項については、担当者の指示または承認を受けること。
- (2) 修理時において、障害が生じた場合は、速やかに障害原因及び処置について担当者に確認すること。
- (3) 作業は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で行うこと。

4 業務内容

ガスクロマトグラフ質量分析装置の試料導入口の部品が破損し、装置の起動が維持できず、正常に測定できないため、部品の交換等作業を実施すること。

交換部品の内訳については次のとおりとする。

品 名	数量
INJ PORT	1
スプリングナット	1

5 報告

修理完了時には、正常に使用可能か否か動作確認を実施し、作業報告書等を提出すること。